

利用者及びその後見人、または家族（以下、利用者等という。）の個人情報の利用目的

個人情報の利用目的は以下のとおりとし、訪問看護事業の運営に必要な範囲とします。

1. 訪問看護ステーション内での利用

- ① 利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ② 医療保険・介護保険請求等の事務
- ③ 会計・経理等の事務
- ④ 事故等の報告・連絡・相談
- ⑤ 利用者への看護サービスの質の向上（会議等）
- ⑥ その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

2. 訪問看護ステーション外への情報提供

- ① 主治医の所属する医療機関・連携医療機関・利用者へ居宅サービスを提供する他のサービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、及びサービス担当者会議、サービス担当者に対する照会への回答等
- ② 家族等介護者への心身の状況説明
- ③ 関連行政機関への情報提供、照会への回答等*
- ④ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑤ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑥ 当社の運営する他の事業所のサービスの併用開始や当該サービスへの移行の場合の連携
- ⑦ 医療保険・介護保険事務の委託
- ⑧ 口座振替等、集金業務の委託
- ⑨ その他の業務委託

3. その他上記以外の利用目的

- ① 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 訪問看護ステーション内において行われる症例等の研究
- ③ 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- ④ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ⑤ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者等の同意を得ます）
- ⑥ 外部監査機関への情報提供
- ⑦ その他、関係法令等に基づく行政機関への報告等

※ 関連行政機関（市・区）への情報提供について

医療保険での訪問看護サービス利用では、地域の保健・福祉サービス機関との有機的な連携の強化と、それによる利用者の総合的な在宅療養の推進を図るために、必要に応じて、市へ『訪問看護情報提供書』を提出します。

『訪問看護情報提供書』の提出に伴い、訪問看護情報提供療養費（『重要事項説明書』4 利用料金（(1)-2）医療保険による利用料と負担金）に記載の負担金（訪問看護情報提供療養費）が、提供した情報に対応する月の利用料金に加算されます。

なお、『訪問看護情報提供書』の提出は、契約締結時に利用者等にその旨を説明し、同意を得た上で行われます。

（提出先：利用者住居市の所管課）

※ ご不明な点は、気軽にお問合せください。

さかいりハ訪問看護ステーション・船橋	TEL. 047-461-6303	E-mail: funabashi@reha.co.jp
さかいりハ訪問看護ステーション・千葉	TEL. 043-241-1016	E-mail: chiba@reha.co.jp
さかいりハ訪問看護ステーション・西船橋	TEL. 047-404-5276	E-mail: nishifuna@reha.co.jp
さかいりハ訪問看護ステーション・八千代	TEL. 047-406-5932	E-mail: yachiyo@reha.co.jp
さかいりハ訪問看護ステーション・行徳	TEL. 047-711-2135	E-mail: gyoutoku@reha.co.jp